

特殊自動車の償却資産（固定資産税）としての取り扱いについて

（農耕トラクタ、フォークリフト等）

1 特殊自動車とはどんな車両？

特殊自動車は道路運送車両法施行規則第2条及び別表第1で小型・大型特殊自動車に分類されています。

建設用自動車	ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車（※林内作業車、原野作業車、ホイールキャリヤ、草刈作業車等）
農耕作業用自動車	農耕トラクタ、農耕作業用トレーラ（けん引式農作業機）、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車

2 小型特殊自動車と大型特殊自動車の違いは？

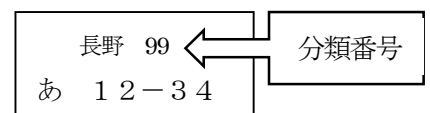
下表のとおり分類されます。

車両の種類		長さ (m)	幅 (m)	高さ (m)	最高速度 (km/h)	課税の内容
小型特殊自動車	農耕作業用自動車	制限なし	制限なし	制限なし	<u>35未満</u>	軽自動車税
	建設用自動車	4.7以下	1.7以下	2.8以下	15以下	軽自動車税
大型特殊自動車	農耕作業用自動車	制限なし	制限なし	制限なし	<u>35以上</u>	固定資産税
	建設用自動車	4.7を超えるもの	1.7を超えるもの	2.8を超えるもの	15を超えるもの	固定資産税

トラクター、コンバイン、スピードスプレーヤー等の農耕作業用自動車については、最高速度35km/h未満のものは、小型特殊自動車に該当します。償却資産として申告される場合は事前にカタログ等でご確認をお願いいたします。

3 申告の対象となる大型特殊自動車の判別方法は？

自動車登録番号（ナンバー）の分類番号が、以下の場合申告の対象となります。
 0、00～09、000～099の場合は大型特殊自動車（建設機械）、
 9、90～99、900～999の場合は大型特殊自動車（建設機械以外）
 （自動車登録規則第13条及び別表2）



4 軽自動車税の申告をしたい

市役所税務課住民税係にて申告を受け付けております。

【ご用意いただくもの】販売証明書または譲渡証明書
 上記を持参のうえ、申告ください。